

JIPDECセミナー 講演資料

「個人情報を取り巻く近年の動向」

本資料は、2025年3月5日（水）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。
セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

※本セミナーおよび講演資料は、プライバシーマークの構築運用指針を解説するものではありません。

認定個人情報保護団体とは？



2025年3月5日

JIPDEC (一財) 日本情報経済社会推進協会)

認定個人情報保護団体事務局

事務局長 奥原 早苗

nintei@tower.jipdec.or.jp

(JIPDEC法人番号: I 0104 0500 9403)

- 制度概要
- 制度上のメリット
- JIPDECの対象事業者になるには
- 認定団体業務事例（CBPR認証業務）
- ご相談窓口

(1) 認定個人情報保護団体

- 個人情報の性質、利用方法、実態等、業界や事業分野に応じて個人情報の適切な取扱いが確保されるためには、民間における自主的な取組が行われることが望ましいことから、その取組を支援する制度として制定された。個人情報保護委員会の認定を受けた法人。
(2024.12.11時点 42団体)

(2) 認定個人情報保護団体が行う業務（法定業務）

- ① 苦情処理：本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について、解決の申し出があった場合に対応いたします。
- ② 情報提供：個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項
例) 弁護士等の専門家によるセミナー
個人情報保護法、同法ガイドライン、QA等の改正について
漏えい等の注意喚起
- ③ その他：①②以外で、個人情報等の適正な取扱いの確保に必要な業務
例) 対象事業者の従業者に対する研修

APEC CBPR (越境プライバシールール) システムの審査機関に係る業務

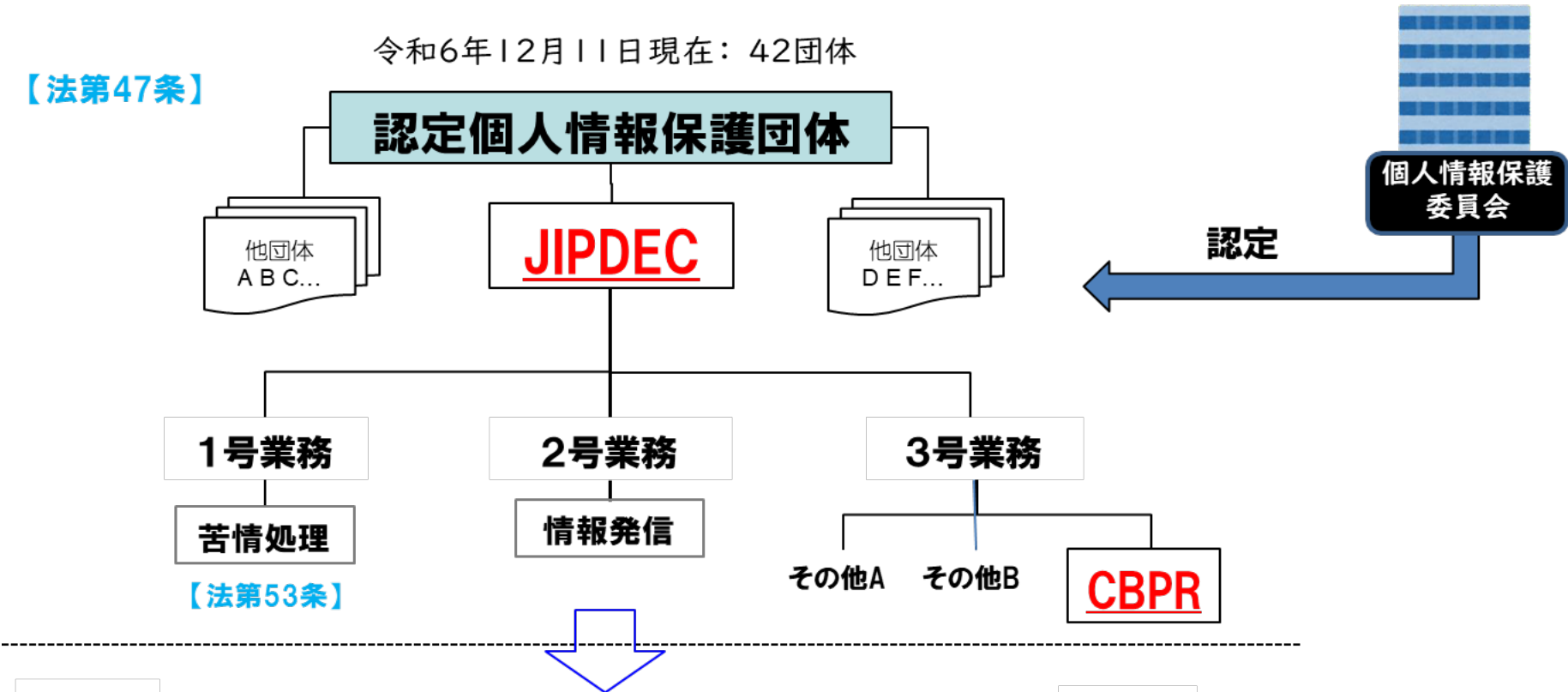
(JIPDECは2016年に日本唯一の審査機関として認定される)

(3) 認定個人情報保護団体の対象事業者

- 認定個人情報保護団体による、(2)の認定団体が行う業務の提供を受けることについて同意した事業者のこと。複数の認定個人情報保護団体に登録可。
(2025.2.28時点 11,575社)

【法第47条】

令和6年12月11日現在：42団体



(1) 対象事業者のメリット

- 認定団体からの適正な情報の取扱いに関する適切な**情報提供**
- 第三者機関による迅速・円滑な**苦情の解決**支援
- 認定団体による漏えい等の事故に対する適切な対応等の**助言・アドバイス**
- **データの利活用に関するご相談**（仮名加工情報、匿名加工情報、越境データ 等）
- **外国にある第三者への提供に関するご相談**（越境データの国際的な認証制度、クラウドサービス）

(2) 消費者のメリット

- 第三者機関による迅速・円滑で透明性や客観性が担保された苦情の解決
- 消費者・利用者が提供した個人情報の取扱いに対する安心・信頼が得られる
認定団体（JIPDEC）の指針に基づく対象事業者の適切な個人情報の取扱いが期待できる

(1) 当協会が運営する個人情報保護にかかる認証制度において認証等を受けた事業者

■ プライバシーマーク付与事業者

→ 当協会のWebサイトからお手続きしていただけます。

(2) 電子情報の保護と利活用の推進のため、当協会が認める事業者

■ APEC CBPRシステムの認証取得を予定している事業者

※申請する場合、認定団体の対象事業者である必要があります。

APEC CBPRシステムの認証業務が認定個人情報保護団体業務のため

→ 別途、ご相談ください。



➤ APEC CBPRシステムとは？

企業等の越境個人情報データの保護に関し、APECプライバシーフレームワークへの適合性を評価する制度です。

※令和2年改正で、越境データに関する事業者の義務が強化されたこともあり、**越境データの取扱いに対する信頼性・安全性に注目が高まっています。**

(1) CBPR（越境プライバシールール：Cross Border Privacy Rules）システム

- ① **APEC CBPR**：2011.11 スタート **メンバー 9** エコノミー
米国、シンガポール、日本、韓国、チャイニーズ・タイペイ、カナダ、メキシコ、フィリピン
審査機関(AA) **アカウンタビリティ・エージェント 5** エコノミー
米国、シンガポール、日本、韓国、チャイニーズ・タイペイ
- ② **Global CBPR**：2022.4 スタート メンバー APEC 9 エコノミーと同じ国と地域
より広い範囲で個人データの越境移転を促進させる目的で設立
準会員 4 英国、モーリシャス（イギリス連邦）、バミューダ、ドバイ国際金融センター

【グローバルCBPRフォーラム テクニカルワークショップ（インド）】2024年9月19日～9月21日
共催：nasscom、インドデータセキュリティ協議会、インド電子情報技術省、インド外務省



（2）CBPR認証申請の前提条件

前提条件

JIPDECの対象事業者であること

対象事業者になるには

次のいずれかの要件を満たすことが必要

1

JIPDEC が運営する個人情報にかかる
認証制度（プライバシーマーク）の
付与事業者であること



2

データの保護と利活用を促進していると
JIPDEC が認める事業者であること

【背景】

- ① 日本でのCBPR認証業務は、「個人情報の保護に関する法律」で規定している「認定個人情報保護団体」の業務として位置づけており、政府から認定された認定個人情報保護団体が実施。
- ② CBPRの認証期間＝認定個人情報保護団体
既に、他の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合でも、CBPR認証申請のために、JIPDECの対象事業者になる必要があります。

CBPR認証取得のメリット

①  **CBPR 認証取得企業**



適切な個人情報の取り扱いが
できる企業としてPR

② 

データの取り扱いに対する
信用を取得

※調達条件に入る
ケースもあり

③ 

個人データの
越境移転がスムーズに

④ 

国や認証機関からの
手厚いフォロー

CBPR認証を取得している企業は？

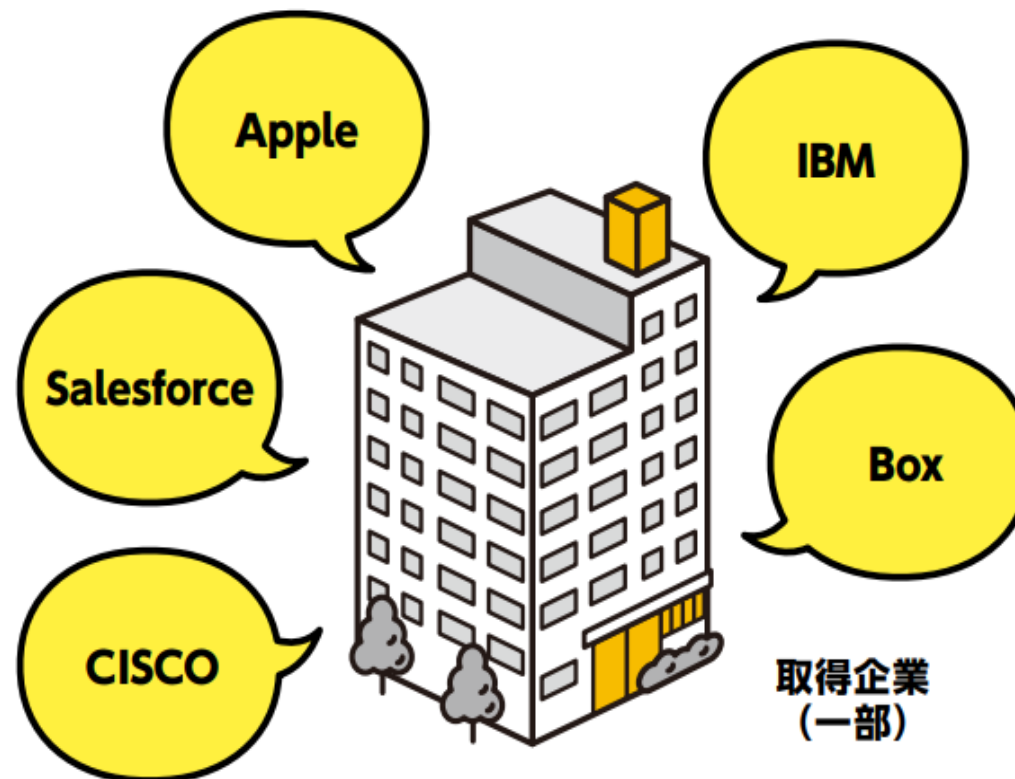
海外

約 **1800** 社

(グループ認証含む)

目的

取引先への PR・
他社との差別化 など



**既存の対象事業者様からの個別相談及び
今後検討されている（CBPRの申請を含む）事業者様
からのご相談を随時受付けております。**

（お問合せ先）

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）
認定個人情報保護団体事務局

nintei-inq@tower.jipdec.or.jp

https://www.jipdec.or.jp/protection_org/index.html

Thank you

SO MUCH!

ご清聴ありがとうございました



JIPDEC非公式キャラクター
キーボードッグ



本資料は、2025年3月5日（水）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。
セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。